

令和7年第16回教育委員会議事録

令和7年10月30日（木）

杉並区教育委員会

教育委員会議事録

日 時 令和7年10月30日(木) 午前9時30分～午前11時57分

場 所 教育委員会室

出席委員 教育長 渋谷 正宏 委員 對馬 初音

委員 伊井 希志子 委員 前田 小百合

委員 大川 康德

出席説明員 事務局次長 井上 純良 学校整備・支援担当部長 高山 靖

生涯学習担当部長 武井 浩司 庶務課長 近藤 高成

学校ICT担当課長 松下 征弘 教育人事・指導課長 松尾 了

教育人事・指導課
統括指導主事 柿添 剛広 学務課長 森 玲子

学校整備課長 安川 卓弘 特別支援教育課長
就学前教育
支援センター所長 有坂 直子

学校整備担当課長 花岡 純子 生涯学習推進課長 牛山 進一郎

学校支援課長 中曾根 聡 済美教育センター所長 古林 香苗

済美教育センター
統括指導主事 齊藤 敦 済美教育センター
統括指導主事 清水 里恵

済美教育センター指導主事 樋川 達郎 済美教育センター
教育相談担当課長 岡部 洋右

中央図書館長 出保 裕次

事務局職員 庶務課長 倉岡 直也 法規担当係長 荒川 正良

担当書記 松尾 菜美子

傍聴者 1名

会議に付した事件

議案

- 議案第80号 杉並区職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例
(区議会提出議案に関する意見聴取)
- 議案第81号 杉並区立学校設置条例の一部を改正する条例
(区議会提出議案に関する意見聴取)
- 議案第82号 杉並区立中瀬中学校管理教室棟解体工事の請負契約の締結について
(区議会提出議案に関する意見聴取)
- 議案第83号 議会の議決を経た契約の一部変更について
(区議会提出議案に関する意見聴取)
- 議案第84号 議会の議決を経た契約の一部変更について
(区議会提出議案に関する意見聴取)
- 議案第85号 議会の議決を経た契約の一部変更について
(区議会提出議案に関する意見聴取)
- 議案第86号 議会の議決を経た契約の一部変更について
(区議会提出議案に関する意見聴取)
- 議案第87号 議会の議決を経た契約の一部変更について
(区議会提出議案に関する意見聴取)
- 議案第88号 令和7年度杉並区一般会計補正予算(第4号)
(区議会提出議案に関する意見聴取)
- 議案第89号 杉並区会計年度任用講師の任用等に関する規則の一部を改正する規則
- 議案第90号 令和7年度「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価(令和6年度分)」について

報告事項

- (1) 「杉並区教育委員会事務局等における不適切事案等」の再発防止対策に係る評価について
- (2) 学校運営協議会委員の任命について
- (3) 杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認について

(4) 令和7年度「杉並区中学生海外留学事業(第13期)」の実施報告について

教育委員提案議題

「区立特別支援学校について」

目次

議案

議案第80号	杉並区職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例（区議会提出議案に関する意見聴取）	46
議案第81号	杉並区立学校設置条例の一部を改正する条例（区議会提出議案に関する意見聴取）	48
議案第82号	杉並区立中瀬中学校管理教室棟解体工事の請負契約の締結について（区議会提出議案に関する意見聴取）	49
議案第83号	議会の議決を経た契約の一部変更について（区議会提出議案に関する意見聴取）	50
議案第84号	議会の議決を経た契約の一部変更について（区議会提出議案に関する意見聴取）	50
議案第85号	議会の議決を経た契約の一部変更について（区議会提出議案に関する意見聴取）	51
議案第86号	議会の議決を経た契約の一部変更について（区議会提出議案に関する意見聴取）	51
議案第87号	議会の議決を経た契約の一部変更について（区議会提出議案に関する意見聴取）	51
議案第88号	令和7年度杉並区一般会計補正予算（第4号）（区議会提出議案に関する意見聴取）	51
議案第89号	杉並区会計年度任用講師の任用等に関する規則の一部を改正する規則	6
議案第90号	令和7年度「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価（令和6年度分）」について	7

報告事項

- (1) 「杉並区教育委員会事務局等における不適切事案等」の再発防止対策に係る評価について
- (2) 学校運営協議会委員の任命について
- (3) 杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認について

(4) 令和7年度「杉並区中学生海外留学事業(第13期)」
の実施報告について・・・・・・・・・・・・・・・・・・29

教育委員提案議題

「区立特別支援学校について」・・・・・・・・・・・・・・・・33

教育長 定刻になりましたので、ただいまから令和7年第16回杉並区教育委員会定例会を開催いたします。

それでは、本日の会議について事務局より説明をお願いいたします。

庶務課長 本日の議事録の署名委員につきましては、教育長より事前に大川委員との指名がございましたので、よろしくをお願いいたします。

本日の議事日程についてでございますが、議案11件、報告事項4件、最後に教育委員提案議題を予定してございます。

以上でございます。

教育長 それでは、本日の議事に入りますが、議案第80号から88号までにつきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく区長からの意見聴取案件として、意思形成過程上の案件となっております。したがって議案第80号から88号までの審議につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項の規定により、非公開としたいと思いますが、異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

教育長 異議がございませんので、そのようにいたします。

それでは、他の議案の審議を行いますので、事務局より説明をお願いします。

庶務課長 それでは、日程第10、議案第89号「杉並区会計年度任用講師の任用等に関する規則の一部を改正する規則」を上程いたします。私の方からご説明を申し上げます。資料をご覧くださいと思います。

これまで国は、非常勤職員にある期間業務職員の公募によらない再採用につきまして、上限回数を2回までとするよう努めることとしておりましたが、人材確保の実情に応じた方法により、柔軟に採用を行うことを可能とするため、令和6年6月にこの取扱いを撤廃したところでございます。

これに合わせて、区の会計年度任用職員につきまして、これまで公募によらない任用の上限回数、これを5回としておりましたが、この取扱いを撤廃することとしたところでございます。

このことに伴いまして、教育委員会が任用する会計年度任用講師につきましても、区の会計年度任用職員と同様に規定を改める必要があるため、この規則を改正するものでございます。

それでは、議案の内容につきましてご説明申し上げます。議案の最後

に添付してございます新旧対照表をご覧くださいと思います。なお、今回は改正の関係を分かりやすくするために、当該条文を全文掲載してございます。

第3条におきまして、公募によらない任用の上限回数に関する規定を削除するほか、必要な規定を整備するものでございます。

議案を1ページお戻りいただきますと附則がございます。施行期日を令和8年4月1日とするほか、必要な経過規定を定めるものでございます。

以上で、説明を終わります。議案の朗読は省略させていただきます。

ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。

特によろしいでしょうか。それでは教育長、議案の採決をお願いいたします。

教育長 では、採決を行います。議案第89号につきましては、原案のとおり可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

教育長 異議がございませんので、議案第89号につきましては、原案のとおり可決といたします。

庶務課長 続きまして、日程第11、議案第90号「令和7年度『教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価（令和6年度分）』について」を上程いたします。引き続き私の方からご説明を申し上げます。

令和7年第8回教育委員会定例会で決定した方針に基づき、令和7年度「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価（令和6年度分）」の実施結果に関する報告書案について、ご説明を申し上げます。

この報告書は、区議会の方に提出する予定でございます。資料をご覧ください。

まず、資料を開けていただきまして、1ページでございます。「1点検及び評価対象」ですが、「杉並区教育ビジョン2022推進計画」に掲げる全ての事業及び取組としてございます。

次に、「主な実施結果」ですが、本年5月から8月にかけて点検・評価を行ってございます。それに対する学識経験者からの評価説明と学識経験者と教育委員会との意見交換を8月28日に実施しております。

それでは、報告書についてご説明いたします。別紙報告書案の1ペー

ジでございますけれども、9月の教育委員会で説明しましたとおり、3に記載の学識経験者にご意見、ご助言を頂いております。

次に、2ページ目をご覧ください。4点検・評価の進め方についてでございます。(1)評価方法及び対象事業等は記載のとおりで、令和6年度から令和8年度の杉並区教育ビジョン2022推進計画の1年目に当たる令和6年度を評価しております。(2)に記載のとおり推進計画に掲げる四つの基本方針と38の計画事業全てにおいて点検・評価を実施しております。その中で各課が重点的に実施した事業が(2)の①教育各課における重点的に実施した事業の点検・評価の一覧でございます。これに対する総括を3ページ目から6ページ目に記載のとおり行っております。

7ページをお開きいただければと思います。四つの基本方針及び38の計画事業の一覧でございます。

8ページをお開きいただければと思います。こちらが「評価表(基本方針)の見方」ですが、指標に6年度の実績の数値、それから基本方針に対する評価を記載しております。

9ページ目でございますけれども、「評価表の見方」ですが、6年度の実績と計画全体に対する評価を記載しております。どのようなことを行って、それが基本方針や計画事業の目的にどのように寄与しているのか、課題が何かといったことを記載しております。

以降10ページ目から54ページ目までが点検・評価を行った調査となっております。内容につきましては、9月24日の教育委員会でご報告したとおりですので、割愛をさせていただきます。

先ほどご紹介申し上げました学識経験者のお二人からは、推進計画の四つの基本方針に沿って評価を頂いておりまして、55ページ目以降に記載がございます。

全体的に肯定的な評価を頂いておりますが、志々田委員の方からは、計画事業1の13「豊かな人間性を育む宿泊学習の充実」につきまして、「これからの時代にフィットした学校での学びの在り方について、しっかりとした議論が必要ではないか」とのご意見を頂いております。

1ページおめくりをいただきまして、北神委員からでございますけれども、「調査やアンケート結果を評価表に活用することで読み手であり当事者である区民等に、より深く届く内容になるのではないか」とのご

助言を頂いております。

また、各計画事業の評価表、計画事業全体に対する評価への記述において、取組実績の記載が主となっている現状、今現在、記載の内容がどうしても取組の紹介というところが主になっている現状に対しまして、取組実績からどのような成果や課題が見えてきたのか、また、課題解決に向けた改善点を含めた評価を行うことにより、評価報告書の説得性が高まるのではないかとのご指摘を受けてございます。

最後に、61 ページをお開きいただければと思います。こちら総括といたしまして、学識経験者の評価を踏まえた教育委員会の取組の方向性を記載してございます。61 ページ一番下の4行でございますけれども、来年度、上位計画である杉並区総合計画等の改定が予定されていることに合わせ、推進計画も令和9年度から11年度に向けて改定を行う見込みであることから、今回学識経験者より頂いた意見、これを各計画事業の取組への反映や評価方法の改善等につなげていくとともに、より実効性のある内容、点検・評価となるよう引き続き取組を進めていくという旨のまとめを行っております。

報告書案の内容については、以上でございます。

今後のスケジュールでございますが、第4回区議会定例会の文教委員会で報告をいたしまして、教育委員会のホームページに掲載してまいります。

私からは以上でございます。議案の朗読は省略させていただきます。

ただいまの説明につきまして、ご質問、ご意見等ございましたらお願いいたします。

大川委員 大川から質問します。18 ページの教育相談体制の充実について、志々田様から55 ページで評価があるところですが、18 ページに、この中でスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを配置して、今後も拡充していくということが今後、令和8年度の目標ともしてございますが、拡充していくといった時の人数とか、目標数みたいな具体的な数字は今後設置してあるのかしらというところを教えてください。

というのも、先日ウズベキスタンの方々がいらっしゃって、私たちと意見交換をしたところですが、その中でウズベキスタンの学校でいじめ防止対策において、スクールカウンセラーというのはどう役立てていらっしゃるのでしょうかと聞いたならば、全部の学校にスクールカウンセラ

一を配置していますと。杉並を学びにきたいと言っていた方々に逆に水をあけられているという状況が分かりまして、やはりいじめの発生を防止するためには子どもたちの気持ちを受け止めたり相談に乗っていくという専門家がとても大切だと思っています。それからスクールソーシャルワーカーは不登校が生じた時に、どうやって社会が受け入れていくのかとか、学校に戻ってこられるのかということについての専門家ですので、そこをきちんともっともっと人数的に対応していただきたいと思うのですが、その具体的な目標数とか、計画予定というのはあるのかしらというのを教えてもらえればと思います。

教育相談担当課長 現時点では、具体的な数値というものを設定してございませんが、まずは、スクールカウンセラーについて、各学校週2日の設置を目指しているところです。

スクールソーシャルワーカーにつきましては、人数の拡充もそうなのですか、まずはスクールソーシャルワーカーの組織としての体制を強化していくことも含めまして、今、検討を進めているところでございます。

庶務課長 現状のスクールカウンセラー、全校への配置ということは行っておるのですが、その勤務日数であるとか、このあたりを拡充していく必要があるだろうということ考えております。

一方で、例えばそういうカウンセリングが必要ない学校というか、需要が少ないところとか多いところとか、その調整をどうしようかというようなことも含めて、現在、教育相談担当の方で様々なシミュレーションを行いながら対応しているところでございます。

それからスクールソーシャルワーカーに関しましては、現状14名おりますが、これを統括する人間を配置して、先ほどの学校の需要に濃淡があるとか、地域性があるとか、そのあたりを踏まえた統括的な動きをする人材を置こうということで今、動いているところでございまして、更には来年度以降、実行計画の改定等がございまして、その中でもう少し拡充を図っていったって、充実した教育相談体制を構築していくということを考えているところでございます。

大川委員 ありがとうございます。よろしく申し上げます。

前田委員 関連してなのですが、スクールカウンセラーに保護者が相談する時には、学校に行ってもスクールカウンセラーの方に相談すると思うのですが、混雑している学校でどれぐらい待ちがあるのかとい

うのが、現状が分かれば教えてほしいというのが一つと、あと 14 名のスクールソーシャルワーカーが、スクールカウンセラーもそうなのですが、かなりたくさん案件を扱っているというふうに伺っていて、まずそれをさばくのには一生懸命だと思うのですけれども、多分それぞれの取組を共有したり、こういう時にこういうことをやったら、こういう助言がうまくいったとか、こういうところにつないだからうまくいったという経験知が共有できることで、すごく全体的な質が上がっていくのかなと思っておりまして、是非そういった活動の情報共有にもチャレンジしていただきたいなと思っております。

たくさん案件をやっていると、他の方の状況を見るのも大変になると思うのですが、今あるいろいろな IT のツールなんかも使いながら、あと今 AI を活用すると本当にたくさん情報を整理することもできますので、是非 ICT 担当の方とも協力しながら、なるべくよりよい成果が出るような取組にしていきたいなという 2 点。スクールカウンセラーが混雑している学校でどれぐらいの待ちがあるかということと、情報共有に向けた取組について教えてください。

教育相談担当課長 まず 1 点目のスクールカウンセラーの相談の待ちに関しましては、各学校の実情が異なりますので、実際にどのくらいの期間というのは把握していませんが、区のスクールカウンセラー対象の調査によると、小学校でいうと約半数の学校で待ったことがあるという回答がありました。スクールソーシャルワーカーの情報共有に関しましては、今、14 名がそれぞれ役割分担をしながら定期的に情報交換、また、次年度に向けてどのような取組をしていくかということをしっかり検討する部会を立ち上げて取り組んでいるところでございます。

前田委員 ありがとうございます。やはり私も知り合いがスクールカウンセラーの方に相談しているという話も聞いたりして、気持ちを受け止めていただいたり、気持ちの整理をしたりすることに、結構保護者にとっても有益な方なのかなと思っておりますので、是非足りていないところがどんなところなのか、そこにどのように配置していくかということも含めて、多分人材の話にもなってくるので、岡部さんだけでできることではないと思いますので、統括的に扱える方の配置も含めて、組織というところで皆さんで協力して、是非進めていただきたいなと思っております。いじめや不登校について、全国規模の最近の数値が出ま

したけれども、教育委員会の本当に一丁目一番地になっている課題かと思えますので、皆さんで是非できることを進めていただきたいと思いますとおもっております。

あと ICT 対応も含めて今、これまで不登校対応の人材が足りないといえますか、どうしてもその対応に人が足りていない現状があると思えますので、それも含めて是非対応をお願いいたします。

もう一つ、ちょっと質問、追加でお伺いしたかったのが、別の項目なのですが、3の4で区立学校トイレの環境整備についてなのですが、これ今、洋式化が78.1%とあるのですが、100にならないのはどういう現状があるのか、聞かせていただきたいと思います。

学校整備課長 トイレの洋式化につきましては、昨年度から5か年をかけまして一斉に、まず洋式化をしようということで取り組んでおります。ですので、昨年度からかなり上がりつつあるところでございます。一部の改築校などはその際に行いますが、それ以外の学校については3、4年後には100%にいくということで取り組んでいるところでございます。

前田委員 例えばあえて和式のトイレを置いておく、経験になるという感じで置いておいているわけではなくて、間に合っていないだけという現状ですか。

学校整備課長 和式トイレについては、改築校の時に一つは、今、使い方が分からない子がいるということで残していた時期もございましたが、現在の考え方としてはもう100%洋式化していこうということで取り組んでおります。

前田委員 分かりました。すごくベースとなる環境整備の一つだと思っていて、何でこれが残ってしまっているのかなというのがちょっと疑問としてありまして、トイレは、それこそバリアフリーのトイレに行けなくて学校に行けないという話も聞いたりする中で、様式化はもう最優先かなと思っておりますので、予算がなかなかつかなくて、この状況なのですか。そこら辺の事情が分からなくて。

学校整備課長 考え方はいろいろあるのですけれども、トイレの全体を、洋式化だけではなくて壁の塗り替えですとか、湿式の床から乾式に替えたりですとか、全体的な改修をしっかりとやっていこうという考え方で杉並区は取り組んでいて、それだとかなり時間がかかっていたところなのですが、今、委員がおっしゃったような声もあって、まず洋式化をしつ

かり先行してやっていこうという考え方に切り替えて5か年で今、取り組んでいる、そんな状況でございます。

前田委員 ありがとうございます。替えるだけだからそんなにかからないのかなと思ったのですが、そういう背景があったというのはよく分かりました。引き続き対応をお願いいたします。

伊井委員 志々田様と、それから北神様の方からご意見頂いている中で、私もすごく同意するところで、先ほどご説明の方にもございましたけれども、計画全体に対する評価というところで、その多くが実施した、推進した、取り組んだという記述になっているところですね。そこはどのような成果が得られたのかも含めた記載が必要ではないかというあたりで、振り返りという点でも今後前向きに取り組んでいただけたらいいなと思います。といいますのは、評価・点検は昨年のもので、形からしてどうしても1年ずつ遅れていく。これはもう仕方のない点でもあるので、それを次に走りながら生かしていくためにも、やっぱりそこは具体的な、こうなったからこのことを改善するためにこうしていきますとか、そういった物の考え方とか、くくり方というのは、是非そういった専門家の方に見ていただいているという点からしても、改善していただけたらいいのかなと思います。

あと、いろいろな学校の運動会とか研究発表会とか、こういうたくさんのお機会を頂いてありがたいなと思っております。運動会も何校かに伺いましたけれども、現場の先生方が本当に頑張らせて、全ての学校で取組の仕方が全部違いました。昼過ぎまでやっている学校もあれば、午前中だけで終わらせるとか、体育館だけでやっている学校とか、それぞれその学校が教員の方々をはじめ、保護者の方の中でも熟慮して、検討に検討を重ねて、しかも準備期間が2週間ぐらいしかない中で取り組んでおられました。その熱意に引っ張られ、子どもたちも小学生であっても自分たちで実行していこうという、実行委員会とまではいかないですけれども、自分たちで自主的に取り組んだり、それから当事者として自分たちの力で引っ張っていくような取組をしている学校もあり、そうやって子どもたちの思いが運動会に生かされることが、探求的な学び、それがすごく実践されているなということで、それを目の当たりにしたなと思っています。確実にここ数年で子どもたちのやる気がそういうところに現れてきているなというのが一つ。

それから、やっぱりそれが学びの中で定着しているところもあり、先生方の日頃の取組が子どもたちにも伝わっているのだと、すごく喜ばしく思いました。

そういった一つ一つの学校に任されている部分がある一方で、教育委員会事務局の方々がすごく熱心に取り組んでくださっているところの情報であったり、それから困り事を相談する体制がどのようになっているかということをやっと具体的に知りたいなと思ったこともありますし、せっかくこれだけ事務局の方々のお考えであったり思いが、学校の困り事と一緒に共有され、更に生かされていくと、まさにそれを受け止めるのが子どもだったり保護者の方だったりするのかなと思いましたので、先ほどのスクールカウンセラーの話もありましたね、人員を確保するというのがどれだけ難しいかは私もよく分かっているところでもありますがけれども、これからも子どもたちのために、是非人材を確保するところでは、思いをはせていただけるといいと思っています。よろしく願いいたします。

庶務課長 前段の評価の部分に関しまして、ちょっと私の方からお答えをさせていただくのですが、従前より教育の効果というのは、なかなか数字で表すのは難しいというような現状があります。一方で、では何もしなくていいのか、ちゃんと適切に評価しなくていいのかという、それもまたちょっと違う話で。今回ご指摘を頂いて、ではそれが一足飛びにすぐできるかというとなかなかそこは難しい中で、例えば区では事務事業評価であるとか点検・評価であるとか、いろいろな評価をやっているのですが、その中で前例踏襲の評価をやっているのではなくて、変えていくというか、効果を見える化していくために、その評価の在り方について変えていくということを努力していく必要があるのだろうと。今回、点検・評価の中で外部有識者の方々から、そのようなご指摘も頂いておりますし、それは従前からの課題としても認識をしていたところなので、そこに関しては来年度以降少しずつでも変えていくような努力に努めてまいりたいと考えておるところでございます。

教育人事・指導課長 人材の部分につきましては、委員おっしゃられてくださったとおりで、人の配置というのは非常に厳しいところがあるのですが、働き方改革と余白の時間を作る、教員を含めて学校を支えてくださっているスタッフの皆さんの余白を作るために、人の配置というの

は一番効果があって早いというところがございます。

ただ、申し訳ありませんが、やはりお金の部分ですとか、いわゆる体制の部分をごどのように作っていくかというところと、そこについて効果的にやっぱり配置をしていかなければいけないというところもございしますので、できるところはもちろん拡充をし、また、様々な所管課で雇用とかボランティアの方々を募集されているので、複雑化してきているというところも学校にとってはございますので、その整理など総合的に見て進めていくことがやはり重要だなと考えているところでございます。

直近のところでお話ししますと、都の施策であります。エデュケーションアシスタントの導入ですとか、様々、都の方で考えてくださっていて、そういった人材の配置も活用していきながらも、区として何ができるだろうということは検討して進めていく段階に入ってきているかなというところはございます。

伊井委員 ありがとうございます。どこに伺っても、本当に多くの方々が子どもたちの学びを支えてくださっているのだなということで、本当に頭の下がる思いをしております。今後とも現場と十分に話をさせていただきながら、こういう形で進めていっていただけたらいいのかなと思います。

現場の方々からも本当に教育委員会の方々にはよくやっていただいているというお声も頂きました。そこが教育委員としてありがたいなと思っていて、現場でもすごく保護者の意見だったり子どもたちの意見だったり、あと地域の方の意見だったり、すごく聞こうとしている前向きな姿勢というのが伝わってきていますので、こういった点検・評価できちんと振り返りながら、進めていただいているのもよく分かっておりますので、今後ともこのような形で進めていっていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

對馬委員 例年のこととはいえ、丁寧な点検・評価をしていただきましてありがとうございます。資料がたくさんありまして、いろいろよく分かることもたくさんありましたが、ちょっと一つ分からないこと、40ページですが、きれいな高円寺図書館が今年できたはずなのですが、その下の欄にまた「高円寺地域の新たな図書館」が検討という記載になっているのは、それはまたもう一つつくりたいということなのかなということが一つと、それと関係ないところで、46ページ、小学校の教科担任

制をこの先はほぼ全校に進めていこうという計画になっている記載があります。

先日東田小学校ですか、研究発表を見せていただきまして、チーム担任制、教科担任制というのを見せていただきました。課題もありつつ、先生方のお考えもいろいろありつつ、それでも心の病で休む先生がいなくなったという効果が出ていると伺っていますので、これをやればいいだけではないかもしれないのですけれども、やはり進めていくだけの価値はあることかなと思いますので、是非トライ・アンド・エラーでもいいから進めていってほしいなと感じます。

もう一つは図書館系の話をさせていただくと、やっぱり今、日常生活の中に携帯だとかタブレットだとかが当たり前に入ってきている時代に、小学校に入る以前の子どもたちはやっぱり本に触れる機会が極端に減ってきたなというのをすごく感じています。その時にこの評価全体を探してみても、小中学校には全校司書を配置して、いろいろ効果が出ているのが書いてあるのですけれども、それ以前のところは、乳幼児向けのおはなし会をやりましたよという文章がありますが、これは好きな親子や時間がある親子が来るものなので、やっぱり全体を見ると多分本を読んでもらう機会がもしかしたら1日に1回ぐらいはあるのかもしれないですが、やはり質であったりとか、そういったところをいつ、誰が補完していくか。幼稚園、保育園に通っている時間はデジタルデトックスなのだけれども、それ以外の時間は結構ずっと YouTube を見ているみたいなお子さんも増えてきているようで、学校に入って急にと言われてもなかなかなじみがない子が増えてきているのが現状かなと思います。

だから、そこをこれは就学前教育センターの方でやるのか、図書館がやるのか、あるいは近隣の小学校の司書と連携するのちよっと分からないのですけれども、どこかで少しここのところに危機感を持っていたけるとありがたいかなというのは感じたところであります。

以上です。

中央図書館長 まず、最後の方ですけれども、子ども読書活動推進委員の中では、これは何も就学後の話ではなくて、生まれる前から、それから乳児、幼児期を経て就学時期になるのですけれども、それぞれの時期でどのような取組を行っていくかというのはすごく大事なところであって、子どもセンターで啓発をしているところですけど、まだまだ弱いと

ころがあるので、それを図書館でアウトリーチしながら、やはりそういう啓発をこれからも取り組んでいかなければいけない課題認識を持っています。就学前教育センターなども含めて、幼稚園とか保育園ともいろいろと連携しながらやっていきたいなと考えているところでございます。今の状況の課題認識です。

もう一つ、高円寺の話なのですけれども、平成の時代に杉並区を7地域に分けていろいろな施策を打ってきているのですが、14館構想という、各地域に2館ずつ図書館を設置するという考え方の中で、実は高円寺地域だけはずっと高円寺図書館のみで運営してきたというのがあって、たまたま今回、その高円寺図書館が改築になっただけであって、やはりその構想の中ではもう一つ高円寺地域に必要なということはずっとあるのですが、土地の問題とか、いろいろな状況を踏まえて、今後これをどうしていくかというのは、決まっておらず、課題認識も踏まえてここに載せているのが実態でございます。

生涯学習担当部長 少し補足させていただきたいと思うのですけれども、今、館長が申し上げたように、杉並は7地域で2館ということで14館構想、中央図書館を含めてですけど、これが多いのか少ないのかというところはまた議論があるのですけれども、そのような考え方があります。今、デジタルでいろいろなものが見られるようになった時代で、これだけ地域に図書館を設置する一番の意義は、特に就学前から小学生ぐらいのまだ自分の行動範囲がそんなに大きくない子どもたちが行きやすいということ、その点がやっぱり一番有意義なのかなと思っているので、地域図書館は割と児童書なんかを充実させてはいるのですけれども、何かもうちょっとそこは強い取組が必要なのかなと考えているところで、ですから委員からご指摘があったところは非常に重要なところだと思いますので、そこを考えていきたいなと思います。

教育人事・指導課長 チーム担任制、教科担任についてですが、まず教科担任については、もう皆様もご存じかとは思いますが、高学年については東京都の方も方針等で、全て実施していくという方向性になっております。この教科担任については、いわゆる指導力の向上と働き方改革にもつながっている。理由が、いわゆる同じ教科の授業を何回か繰り返して集中的に行うことで、スキルが上がっていくこと。あと教材の研究ですとか、そういったものについての時間が削減されていくということ

で、働き方改革、いわゆる業務改革の一助にもなり、子どもたちにもメリットがあるだろうというところで進んでいるところです。

なお、小学校の3年生、4年生についても、国の方の方針は導入をしていくべきであるという方針を示されつつあるので、ここについても将来的には何かしらの方法が見い出せてくるのではないかなというところがございます。

区費教員の活用についても、実は今、教科担任制についてということで活用していただいているところではありますが、今後いわゆる都とか国の方の施策が進んでいくと、今度区費教員の先生方の新たな活躍の場が出てくるかなというところで、先ほどの人材のお話と関わりながら、検討していかなければいけないかなという段階です。

チーム担任制につきましては、学校の規模によっても随分とやり方が異なってくるところがあるので、区教委としては、進めたい学校については後押しをしていきたいと考えておりますが、その学校の環境において、この時期に進めていったほうがいいのか、将来的に進めていったほうがいいのかというのは、学校の経営ですとか、環境等にもよるところです。そこはあまり強引に教育委員会として進めていくと、学校も困ってしまうところがあるかなというところなので、じわじわ広がってきているところでもありますので、そういったところの良い事例などが伝わっていく中で後押しができるように私たちも頑張っていきたいと考えているところです。

庶務課長 ほかはいかがでしょうか。

前田委員 追加で1点だけ。評価表の上から3段目に目的についての記載がありますけれども、これにどう次につながったのかというのが、確かに表現されるといいかなと思ったのが一つと、私の会社では自分で自分に点数をつけるというのをやるのですね。例えばこの取組で自分は今年何点だったと。これを出すと多分、出し場所によっては責められてしまうかなと思ったりするので、公的なものであれば、出す必要はないかもしれないのですが、皆さんでこれを評価する時に、何点だったか、例えば10点中8点でした。2点はちょっとここが足りていなかったなと感じているので、次年度はこういうことをやっていきたいみたいな感じで、何か自分で自分に点数をつけるのがいいのかなというのが一つ。

あと、これチームで取り組んでいると思うのですね。なので、これを

作るのにどれぐらい、課長が一人で作っているのかなとか、そこも気になっていて、是非これを作るのにメンバーの方の話も聞いたりしながら、このように報告するけど大丈夫とか、せっかくの評価なので、形式的にここで発表するためのものではなくて、是非皆さんの日々の取組がより前に進むものにしてほしいなと思いましたが、点数をどこかで、ここに書かなくてもいいのですが、付ける方法と、あと一緒にやっている方と共有するという通して、作る段階においても是非自分たちの活動を振り返るいい機会にしてほしいなと思っています。

庶務課長 ご意見ありがとうございます。先ほどもご答弁申し上げたとおり、来年度以降につなげいくと、その改善点の中で委員のご指摘を捉えて可能な限り努力してまいりたいと思います。

教育長 ありがとうございます。今、前田委員からもお話がありましたけれども、これをいかに形骸化させないかということがすごく大事だと思っています。今回、新たに北神先生に学識経験者として評価いただき、大変ご示唆に富んだ評価をいただきました。冒頭庶務課長の方から説明がありましたけれども、どうしても我々は取組目標を設定するので、それに対しての取組評価になりがちで、きちんと何を目標に設定して、どういう成果が得られたという、成果目標の部分がどうしても弱かったということと、それから大変な作業、今、前田委員からもありましたけれども、大変な時間をかけて、それぞれの係長の方、担当の方がまとめてくださったのですけれども、これをまとめることが目的ではないわけで、まとめたものを次年度にどう生かすのかといった時に、60 ページのところ北神先生にご指摘いただいています。成果と同時に課題の部分ですね、これをやっぱり議会だとか、そういった公に、また区のホームページにも出すので、ここに課題があるとなかなか言いにくいところではあるのですが、ここが足りなかったんで、では来年度ここを改善していこう、そのためにこういう予算要求をしていこう、そういうやっぱり PDCA の流れができていかないといけないのだろうなと思っています。

それぞれこれをまとめてくださって、来年度、この後計画を立てるといいう作業に入っていくと思うのですが、その時に各課でどこが課題だったのか、去年の反省を踏まえてどのように令和 8 年度は改善していくのか、そんな視点で計画作成に生かしていただければなと思いましたが。

以上です。

庶務課長 それでは教育長、議案の採決をお願いしたいと思います。

教育長 それでは、採決を行います。議案第 90 号につきましては、原案のとおり可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

教育長 異議がございませんので、議案第 90 号につきましては、原案のとおり可決といたします。

では、続きまして、報告事項の聴取を行います。事務局より説明をお願いいたします。

庶務課長 それでは、報告事項 1 番「杉並区教育委員会事務局等における不適切事案等の再発防止対策に係る評価について」、私の方からご説明を申し上げます。資料をご覧くださいと思います。

杉並区教育委員会事務局等における不適切事案等の再発防止対策に係る評価ですけれども、まず資料リード文にございますとおり、令和 6 年度杉並区教育委員会事務局等における不適切事案等の要因分析、及び再発防止対策検討委員会で検討した再発防止対策に係る評価について、ご報告をするものでございます。

まず 1 の評価対象でございますが、6 年度に発行いたしました報告書で定めた 11 事案への再発防止対策に対する令和 6 年 11 月から令和 7 年 8 月までの取組としてございます。

次に、2 番、評価方法でございます。各事案を取組状況等が類似する案件ごとに分類した評価表を用いまして、令和 7 年 8 月時点での取組実績等の確認を行うとともに、課題整理及び今後の対策につきまして、教育委員会で評価を行ってございます。

また、評価に際して客観性を確保するため、学識経験者の意見聴取を行ってございます。

報告の表書きの「事案分類の一覧」のとおり、4 枚の評価表に 11 事案を分類して評価を実施してございます。

それでは、別紙の報告書の方をご覧くださいと思います。まず 1 ページ目から 4 ページ目までは、全体の概要等を示してございます。

2 ページをご覧ください。こちらには本評価までの実施の経過をまとめてございます。

3 ページ目をご覧くださいと思います。「評価の進め方」でござ

います。こちらは先ほどご説明いたしました事案分類一覧を記載しています。

4 ページをご覧くださいと思います。ご協力いただきました学識経験者でございまして、先ほどの点検・評価と同じ方をお願いをさせていただきます。

5 ページ目から 23 ページ目が、評価の見方と実際の評価を行った調書となっております。この調書は、9月24日の教育委員会でご報告した内容と同じものとなっております。

次に、24 ページ目をご覧くださいと思います。こちらが学識経験者お二人から頂いた評価書でございます。まず、24 ページ目につきましては、志々田氏の方から頂いたものでございまして、再発防止対策を定めた報告書の発行から約1年が経過するこのタイミングで、再発防止対策の取組の評価を行ったこと自体の評価を受けております。そのほかにも今年度新たに組織した学校問題対応支援係 CEDAR で収集した事例を分析・検討し、今後の研修に反映していくことや、教育系と行政系の職員が同じ組織で共同できる職場環境の維持への期待など、専門的な分析とご意見を頂戴してございます。

25 ページをご覧くださいと思います。こちらは北神氏からの評価でございます。北神氏からは、各評価表に対してご意見を頂戴し、不適切事案の発生概要に触れながら、問題の本質を示すことで、どのように評価できる再発防止の取組だったのかを客観的に分析いただいております。取組に対しては、全体的に肯定的な評価を頂いております。

最後に、28 ページをご覧くださいと思います。こちらでは総括といたしまして、学識経験者の評価を踏まえた教育委員会の取組の方向性について記載をさせていただきます。

報告書の内容につきましては、以上でございます。

それでは、表紙にお戻りいただければと思います。3番の「今後のスケジュール」でございますが、令和7年12月に文教委員会に報告をいたします。その後に教育委員会のホームページへの掲載をもって公表するというスケジュールで進めてまいります。

私の方からは以上でございます。

ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたら、お願いいたします。

大川委員 それぞれの不適切事案についてのご検討とか対応策の策定について、よく理解することができました。

例えばハラスメントとかについて、私も別の組織などで調査委員とか、研修などを担当することも多々あるのですけれども、研修はやらなくてはいけないけど、やってもなかなかやまない。それから、例えば不正な行為についても、やってはいけないと言うだけではなかなか直らないのですが、こういった時にあえて不正な侵入とか、不正な行為を隠れて行ってみて、学校とか組織の対応ができていくか見るといような検査の方法があるのですね。IT 業界なんかではよくやっていると思いますが、そういったことを含めて監査ではないですけれども、不正防止策の実効性をまた数年後とかに検査するということはお考えいただけなのか。特にハラスメントとかというのは、実際は起こって通報する方はなかなかいないし、大抵上司の方に通報してもどうせ聞き入れられないだろうとか、または上司の方がそもそもハラスメントをやっている人だったりして、諦めというのが起こってしまうとなかなか難しいなど、組織として発見することができないなどということがありますので、そういった本当にこの不正防止が実効性あるものかを確認する方法も検討しているのか、また、いなければ検討していただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

教育人事・指導課長 不正の防止について、今、委員からお話しいただいたようなところの検証といいますか、そういったところについては正直に申し上げますと検討していなかったところではございますので、今、頂いたお話を少し考えながら、未然防止にやはり我々努めていくことが大事だなというところがありますので、様々な方法を検討していきたいなと思います。

ハラスメントにつきましては、今年度、先日もご報告をいたしました調査に併せて、相談窓口の周知も全教員に行っております。これについては形骸化しないように、毎年か数年置きかというのは検討しているところなのですけれども、やはり継続的に行うことで管理職、あと教職員同士のお互いの意識も高められるのではないかなということで進めていこうと考えています。

なお、こういった不正事案について、思わずやってしまった、知らずにやってしまったということではなく、故意にやってしまわれる方が一定

数いるのかなど。こういった方々についてのどのように抑止をしていくのかということについては、いくら制度を作ってもそこを突破しようと、意図的にしてくる者に対してはなかなか難しいところが正直ございますが、そこを未然防止させるための取組というはやはり必要かなということも意識しているところでございます。大川委員から頂いた IT 業界などで行っているような検証も少し視野に入れながら、未然防止については今後も進めてまいりたいと考えています。

庶務課長 ちょっと補足でございますが、いわゆるテストみたいな形でやっていく形ではないのですが、例えば盗撮とか、それを防止するための策として、学校で抜き打ちでカメラのチェックとか、そういったようなことは今、やっております。先ほどご案内いただいた、例えば IT の企業なんかでやっているようなことについて、先ほど人事・指導課長の方からお話をさせていただいたところですが、例えば侵入事件に対して、どういう形で訓練にするのかということところが、学校の現場は、今はもう警察が既に入って一緒に訓練をやったりしている中で、どこまでできるかというのは少し考えていきたいなと思っております。

ほかはいかがでしょうか。

前田委員 ちょっと教えていただきたいのですけれども、13 ページの済美教育センターのところで、有識者の意見として、学校と事務局の関係が良好でなければならないというのが書いてあるのですが、ここで頂いた意見に関して、皆さんの中でどう考えていらっしゃるのかなというのを少し聞きたいなと思います。

済美教育センター所長 この指導要録のところで書かれていることかなと思うのですけれども、ちょっとどういう文脈の中でこの言葉が今ここに抜粋されているのかがすぐには分からないので、何ともなのですけれども、何ごとにおいても有事の際にはやはり学校から事務局、事務局内、それから区長部局、全てのところで情報連携や対応の連携がすごく重要になってくるので、そこがいろいろうまくいっていなかった事案が重なっていったので、改めてそのことについてはご指導くださったのかなと思っておりますので、その時から今も早速取り組んでいるところです。以上です。

前田委員 ありがとうございます。紛失が分かったけれども報告が遅れたりとかしていた部分だったのかなと思ひまして、ここはやはり良好で

ないから報告しなかったのか、その過ちを認めるのが難しくて報告できなかったのか、幾つか原因はあるのだろうかなどと思いながら、ちょっとこの言葉が気になったので質問させていただきました。

改めて今、頂いたように、必要な相談とか情報は速やかに共有できるような関係性であったり、お互いがお互いをちゃんと見ているよという関係性が築かれていることが改めて大事なのだなと思いましたので、引き続きよい相談先であっていただきたいと願っております。よろしくお願ひします。

庶務課長 ほかはいかがでしょうか。

伊井委員 まさに今おっしゃられるところなのですけれども、志々田先生のところの24ページの下に、「理解不足や認識不足が原因となっているケースが多いように感じている。個人的な経験でしかないけれども、不祥事は悪意から発生するものよりも」というところがあるのですが、このことに限らず、様々な研修をやっていただいているのですが、その参加率というのを私たちは具体的に分かりませんが、オンラインだったりオンデマンドだったり、いろいろな形で取り組んでいただいているのですが、研修をして、更にそれが理解のところまで、実行のところまで深まっているかというあたりはなかなか分からないところではあります。学校ごとに、あるいは職員室であったり、先生方の連携の中でも含めて、お互いの認知を深めていくところがあるといいのかなと思います。いろいろご苦勞をおかけすると思いますが、今後ともよろしくお願ひいたします。

教育人事・指導課長 今、委員からお話しいただいたところ、研修のいわゆる実効性というところについては、やはりやりっ放しということではなく、アンケートなどもとらせていただいて、その中の自由記述のところできっとしたことをしていきたいということは、把握をさせていただいているところでもあります。

ただ、それもアンケートを受けておしまいという形にならないように、継続的にやはり効果検証といいますか、研修の内容を形骸化させないために振り返っていく、その場面ごとに振り返っていくことは必要であろうと。そのことによってじわじわと教職員に浸透させていくというのが一つ方法としてあるかなというところは、今、委員からお話しいただいて感じたところでございます。ちょっと今後検討してまいりたいと考えま

す。

伊井委員 ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

庶務課長 よろしいでしょうか。

教育長 今回一つのまとめではあるのですが、継続して我々はしっかりと認識し取り組んでいかなければいけない。その時にやっぱり学校と教育委員会の関係性で見ていった時に、最初の話ではないですが、いかに学校を信頼してもらえるかというところが、我々教育委員会事務局としては一番のポイントになるかと思うのです。直接子どもたち、保護者と接しているのは、最前線は学校なわけで、その学校に対してどんな関わり方ができるのか、その支援だったり、バックアップは教育委員会事務局としてどこまでできるのかというところが大事で、そのために我々は自分たちが信頼されるべき存在になるような、きちんと身を処して律していくことを忘れてはいけないということ。

その時に、どうしても学校に対して指導・助言だとか、監督するだとか、そういう意識が強いと、それは信頼には決してつながらないわけで、やっぱり我々、特に私がそうですけれども、学校に対して謙虚な気持ちというものをきちんと持ち続けることも非常に大事なのだらうなと思います。

例えば学校に通知をする時に、学校にこれをまくという言い方をしてしまうのです。でも、それはとても上からの言い方ですね。そういう時にも学校に対しての謙虚さみたいなものは忘れずに、しっかりと再発防止に取り組んでいきたいなと思っています。よろしくお願いいたします。

庶務課長 ほかはよろしいでしょうか。それでは、以上で報告事項1番についての質疑を終わりたいと思います。

続きまして、報告事項2番「学校運営協議会委員の任命について」、学校支援課長からご説明申し上げます。

学校支援課長 私からは、杉並区学校運営協議会規則の規定に基づく学校運営協議会の任命について、ご報告いたします。

今回任命されるのは、小中学校計2校、2名となっています。うち再任が2名となっています。任期は令和7年11月1日から令和9年10月31日までの2年間となります。

報告は以上です。

庶務課長 ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたら

たらお願いいたします。よろしいでしょうか。

それでは、以上で報告事項 2 番についての質疑を終えたいと思います。

続きまして、報告事項 3 番、「杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認について」、生涯学習推進課長からご説明申し上げます。

生涯学習推進課長 私からは令和 7 年 9 月分の杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認につきまして、ご報告申し上げます。

9 月分の合計は 26 件で、内訳といたしましては定例、新規の別となりますが、定例が 22 件、新規が 4 件となっております。共催・後援の別でございますが、共催 5 件、後援 21 件となっております。

新規の内訳でございますが、新規 1 件目、資料 3 ページをご覧ください。生涯学習推進課承認分、名義形態は共催、団体名は杉並区洋画家クラブ、事業名は杉並洋画家大作展でございます。

新規の 2 件目でございますが、資料 4 ページをご覧ください。庶務課承認分で名義形態は後援、団体名は YUZUKA、事業名はファミリーフェスタでございます。

新規の 3 件目でございますが、同じく資料 4 ページ、庶務課承認分、名義形態は後援、団体名は杉並子ども食堂ネットワーク、事業名は子ども食堂の日周知イベントでございます。

最後、新規の 4 件目でございますが、同じく資料 4 ページ、庶務課承認分で、名義形態は後援、団体名は NPO 法人みんなの進路委員会、事業名はすぎなみ探求部でございます。

私からの報告は以上でございます。

庶務課長 今の説明につきまして、ご質問等あればお願いいたします。

伊井委員 4 ページの新規三つについてなのですが、1 番のファミリーフェスタという事業名のところ、YUZUKA という団体名ですが、会場が浜田山住宅公園レンタルスペース。そんなところがあるのだなと思って、大変興味深く思いました。

それから、次の周知イベントということで、学校、児童館等で行っているのですが、それについてもちょっと伺わせていただけたらなと思うのと、3 番目は NPO さんでみんなの進路委員会という団体名さんと、それからすぎなみ探求部という事業名ですね。場所がマルコせいさく所ということで、つながりがよく分からない。なので分かる範囲で結構ですので、三つ、簡単でいいので教えていただけたらと思います。

庶務課長 一つ目のファミリーフェスタですね。YUZUKA がやるものでございますけれども、9月20日から21日までが開催期間でございます。会場については浜田山住宅公園のレンタルスペースで、目的は親子が一緒に参加できる多様なワークショップを通じて、子どもたちが新しい知識や技能を学び、表現力や創造力を伸ばす機会を提供するということが実施されたものでございます。

内容につきましては、ブース、それからキッチンカーなどが出て、イベント的にやられているもので、安全の対策、それから環境配慮等についてもしっかりと対応していただいている旨、報告を頂いております。参加者数の実績が今、手元にないのですが、予定では500組1,000人という規模のイベント。ただ、それはあくまでも主催者側がそこを目指してというところの数字でございますので、あくまでも予定でございます。

2点目の子ども食堂ネットワークの「子ども食堂の日周知イベント」でございますけれども、杉並子ども食堂ネットワークが主催者でございます。令和7年9月15日から令和7年10月16日までが開催期間。会場につきましては、学校であるとか児童館であるとか、申請の中ではコンビニとかスーパー、それから駅、体育館等を会場とすると。周知のイベントでございますので、いろいろ周知をやっているということなんです。あとは区民事務所、区役所なんかでも周知を行うということでございます。

目的については、区内の各子ども食堂の様子を子どもの作品で端的に伝えて、身近に感じてもらう。それから10月16日については、子ども食堂の日であることを周知すると、こういう目的で実施されているものでございます。

内容については、子どもたちが描いたポスターに、各子ども食堂を訪れた子どもたちが詠んだ川柳を張りつけて、そのポスターを掲示をするというような事業でございます。

最後のすぎなみ探求部でございますけれども、主催者がNPO法人みんなの進路委員会でございます。開催期間が10月12日から令和8年3月8日までということで、まだ継続をしていると。会場がマルコせいさく所でございます。マルコせいさく所というのは、阿佐ヶ谷北にあるところでございまして、事業の目的はAIの時代において正解のない

問いに自ら挑んで考える力が求められている。そういった中で、探求学習は高校で必修化され、入試でも重視されるようになったけれども、実践環境の格差や地域との連携不足が課題となっている。本事業では、放課後や休日の時間帯を活用して、中高生たちが地域の中で探求に取り組む場を提供することで、格差の解消を図るとともに、探求のモデルケースとして各学校での探求活動に関連していくことを目指すという取組でございます。

伊井委員 最後、対象中高生ということですね、参加は。

庶務課長 そうですね。主に杉並区在住、在学の中高生が対象となっております。

伊井委員 杉並はすごいなと思います。関係する大人の方々がもしかしたら大人塾とか、社会教育関係の講座などの卒業生だったりするとすごくうれしいなと思いますし、こういうことで元気をもらったりという家庭もあると思いますので、様々な形で支援していただきありがたいなと思います。お手数かけました。すみません。ありがとうございました。

庶務課長 ほかはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。それでは報告事項3番について、質疑を終えたいと思います。

続きまして、報告事項4番、令和7年度「杉並区中学生海外留学事業（第13期）の実施報告について」、済美教育センター指導主事からご説明を申し上げます。

指導主事 私からは、令和7年度杉並区中学生海外留学事業（第13期）の実施報告をさせていただきます。

本事業は、杉並区と交流のあるオーストラリア連邦ウィロビー市を訪問し、現地校での授業体験やホームステイ、課題研究などを通して国際感覚や英語によるコミュニケーション能力、そして豊かな人間性を育むことを目的として実施されました。

派遣期間は、令和7年8月14日から8月23日までの9泊10日です。区内在住の中学生22名が参加し、教育長をはじめとする引率者6名が同行いたしました。

応募総数は225名に上り、抽選を経て区立中学校から18名、私立中学校から4名が選ばれました。

現地では、ウィロビー市の学校での授業体験や現地の生徒との交流を行いました。また、7日間のホームステイを通じて、オーストラリアの

生活・文化を感じる貴重な体験となりました。

更に生徒たちはそれぞれのテーマに基づき、文献調査やインタビューを通じた課題研究にも取り組みました。テーマには、動物保護、学校教育、多文化理解などがあり、現地で調査活動を行うことで学びをより深めました。

滞在中には、ウィロビー市長への表敬訪問も行い、杉並区との交流の意義を改めて確認する場となりました。

そして令和7年10月13日、久我山会館にて成果報告を開催いたしました。報告会では、現地での体験や個人研究の成果を発表し、参加者一人ひとりが成長した姿を見せてくれました。

以上が令和7年度杉並区中学生海外留学事業（第13期）の実施報告となります。

庶務課長 ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。

對馬委員 引率に行ってくださった先生方、ありがとうございます。先日の成果報告会にも伺いましたけれども、発表もとてもしっかりとしていて、いい学びができたのだと思います。いつもそう思うのですが、やっぱりこの子たちだけにとどまらず、この学びをどう広げていくのか。もちろんこの先の人生にはいいきっかけ、いい刺激になったのではないかなと思いますけれども、やはり杉並を代表して行ってきたこの22名が、それをどうやって、特に次世代育成基金を活用していますので、そこにご寄附くださった区民の皆様を含めて、どのように還元していけるのか、どうやって次の世代につなげていけるのか、そこが大きな課題といたしますか、があると思いますので、そのあたりをもし今、計画があればそこを教えてくださいたいですし、もしそこがまだないようでしたら、この先どうしていくのかというお話を伺えればと思います。

指導主事 区立学校の生徒につきましては、自校の朝会ですとか、文化祭などの期間の中で、成果報告会で作成した資料を用いながら、各学校で発表を行っております。先日、早速発表した生徒がおりましたので参観してまいりましたけれども、中には成果報告会の資料に加えて、更に詳しい内容をプラスして報告している生徒もおりましたので、工夫している様子が見られてよかったかなと思っております。

また、これから発表の生徒につきましても予定をしっかりと確認して、

参観する予定です。

また、例年成果報告書を作成しておりますので、それが今年度は12月初旬に完成する予定ですので、それも用いながら各校周知をして広げていければと考えているところです。

對馬委員 ありがとうございます。校内で広げるというのはそういうやり方で、ほかの子たちにも知ってもらったり、例えば次の年に行ってみたいなといういい刺激になったりはすると思うのですが、杉並区を代表して行ってきましたと本人たちも言っているように、なかなか難しいと思うのですが、区民の方々にこの活動を知っていただくとか、自分の学んだことをどう生かしていくとか、そういったところまで、すぐにはできなくてもやっぱり考えていってほしいなと、企画をした人たちと行った中学生たち、派遣生たちに常にそれを思いながら、例えばずっと中学、高校は離れていたけど、例えば大学生になった時にちょっとこの事業が続いていたら、そこへ先輩としてお話しに来てくれるとか、それから例えば就職した時にオーストラリアを意識したような、あれがきっかけでこういう仕事が自分はできましたという話をするとか、何かそういうつながりみたいな、広がりみたいな、将来的には次世代育成基金に寄附をしてくださるような、そういう子たちを育てられるような企画であるはず、あってほしいと思うので、そういうところまでのプランを少なくとも子どもたちの意識の中には確認していってほしかったかなという感じはします。

済美教育センター所長 今、おっしゃってくださったような、本当に長期的な視点を持った取組というのは大事だなと改めて感じたところです。多分昨年度もちょっとお話をしたかと思うのですが、子どもたちとの連絡をとる手段というのが、募集の段階できちんと将来的にということをも明記していなかったことで、そういうことが考えにくかったところはあるのですが、今年の募集に関しては今後そういうことがあった時に、ご連絡をさせていただくこともあるということを確認含めて募集していると思うので、いろいろなことが考えられるかなと思っております。

何年かたった時に、これを担当している職員と行った子たちというのは面識がないところで、また関わってもらおうというのが一つ大きな課題があってというのがあるのですが、本当に少しずつなのですが、今、成果報告書、これまでは写真だけで区民の方に見ていただくようにしてい

たものを、やはり子どもたちが頑張ってきた内容も含めて全部ホームページ上に公開して見ていただくということで、成果報告会にお越しただけなかった方にも知っていただけるようにしたりですとか、それから昨年度から秋に駅頭に立って、次世代育成基金の募金のご協力をお願いしますというところにその子たちが参加することで、また新たなアピールだったり関係を作っていくことにも取り組み始めているので、少しずつ改良していけたらと思います。

以上です。

庶務課長 ほか、いかがでしょうか。お願いします。

前田委員 私も成果報告会に行けなかった一人なのですが、ちょっとお伺いしたのは、ハイスクールということは高校に行っているということで、現地校に行っているみたいなのですが、子どもたちは現地校で何をやっているのか、授業を受けたりしているのかとか、それを聞いてみたいなのというのが一つと、もう一つは、まさに私も今年行ったお子さんのお母さんとこの間たまたま話す機会がありまして、行くに当たっては何となく保護者に背中を押され、行った先はすごく雨で寒くて、何かさんざんだったみたいな話があったのですけれども、少し時間がたって行ってよかったなみたいな話が出てきたりしていて、さっき対馬委員が言ってくださったように、その時だけでなく、長期的に考えていくことで、子どもたちもまたそれを再定義して、これを知ったことで例えば大学進学で、この海外研究のことをもう1回考えてみようかなとか、そういう広がり生まれるのではないかな、個人を見てもそういうことがあるのではないかなと思うので、継続的な取組というのは是非検討していただきつつ、まさにその経験をまた次の世代に是非継承していただくような、大変かと思いますが、是非長期的視野でチャレンジしていただきたいという2点です。

指導主事 男子校、女子校ともに中高一貫の学校になります。現地校でどのようなことを行っていたかということなのですけれども、大きく派遣生だけで受ける英語の授業と、あとは現地の子たちと一緒に受ける体験授業、二つを行ってまいりました。

派遣生だけで受ける英語の授業につきましては、オーストラリアの地理や歴史、そういったものについて学んだりですとか、あとアボリジナルの文化を代表するブーメラングづくりなども行ったりしました。

また現地校の生徒と一緒に受ける授業は、現地でバディと呼ばれるペアと一緒に生活するのですけれども、バディと一緒に授業を受けたりですとか、あと休み時間とかおやつタイムと一緒に話をしたり、ご飯を食べたりといった活動を行ってまいりました。

済美教育センター所長 行った子たちのそれぞれの個人にとっては、本当にその子たちの中学生の思いを大きく変えるというか、飛躍させる本当に豊かな体験になっておりまして、これまでの派遣生やそのご家族の方からも本当に変わったと、これが転機になって、というお話はいろいろ伺っているところです。

高校生になった生徒についても、高校でもやっぱりまた留学に行ってみたいということで、今年実は行くのですよなんてお話を頂いたりということで変わっています。

そういう話を少し派遣生の子たちに話して、自分から私はこんなふうによくなったよというのは恥ずかしいかもしれないけど、是非私は聞かせてほしいということ今年を派遣生に言ったら、事後学習会の中で私のところに寄ってきて、私、ちょっとみんなの前で頑張るような役を立候補して引き受けたのですなんてことを言ってくれて、やはりいろんな刺激を受けてすごく能動的な面がより引き出されてきているかなというところはあります。

ですので、先ほどから教育委員の方々がおっしゃってくださっているように、そういう芽を何か今後に生かしていけないかということは、本当に考えていかななくてはいけないなと感じているところです。

以上です。

前田委員 ありがとうございます。ちなみにこの報告会は録画とかされないのですか。後から見ることができたりしたらいいなと思っているので、それは是非。この報告会は誰でも行けるのですか。ということは一般の方々も入れるということで、ホームページ上で報告会の様子が見られたりすると、とてもいいなと思いましたので、ここもIT化ということでチャレンジしていただきたいというのが一つ。

思い出したのですが、うちの娘が高校生で修学旅行でマレーシアに行ったのですけれども、現地の大学生にまちを案内してもらったというのがすごくいい経験になったようで、とても速い英語で大変だったとは言いつつも、多分今、言っていたいただいたことももちろんそうなのですが、

向こうのオーストラリアの生徒さんたちにとっても、英語がよく分からない日本の子たちに、自分たちのまちを説明して回るといふ、すごい体験にもなるのかなと思ったので、私たちが得るものだけではなく相手側の得るものもあるのではないかなと思いましたが、これがどれぐらいこの後続くのかというのは、ちょっといろいろ議論があるところだと思っておりますが、またやるに当たってもたくさん予算を使ってやる事業でありますので、長期的な視野を含め是非工夫を重ねていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

庶務課長 では、伊井委員、申し上げます。

伊井委員 成果報告会に伺わせていただいて、生徒たちが発表する内容が、これまでのテーマとまた一味違う、多岐にわたっていたなと思うのです。先ほどご説明もあったように、テーマと課題の設定の仕方とか内容が、またちょっとこれまでと違って広がったり、深まったりしているところがあるなと思いましたが、これまでの指導の積み重ねがここにも表れていたのかなと思うのと、保護者の方々は送り出して、私なんかはこういうことがあると、行っている間はずっと心配になってしまう方なのですけれども、ホームステイ先の生活が数分の録画になって流されたというのは、保護者の方々にとってはすごくよかったのではないかなと思いましたが。

各家庭によってすごく内容が違って、おうちによってあそこに連れていってくれたりとか、ほかのおうちのパーティと一緒にいったとか、すごくバラエティに富んでいたもので、私たちも、その時間を教えていただけたという、拝見できたというのは、よかったです。

久我山会館だったのですけれども、何か周知の方法があつて、たくさんの方々にご覧いただけるといいのかなと思いますが、皆様のご尽力に心から感謝いたします。ありがとうございました。

庶務課長 ほかはいかがでしょうか、よろしいでしょうか。それでは、以上で報告事項4番についての質疑を終わらせていただきます。

報告事項は以上でございます。

教育長 それでは、教育委員提案議題に移りたいと思います。本日のテーマは「区立特別支援学校について」になります。では、準備ができましたら配布資料について所管課の方からご説明をお願いいたします。

特別支援教育課長 モニターの方をご覧ください。これより区立特別支

援学校である済美養護学校について、ご説明をさせていただきます。

本日はこちらの2点につきましてご説明をさせていただきます。まず済美養護学校と本区の特別支援教育推進計画との関連についてです。4月の教育委員会でもご説明をさせていただいたとおり、杉並区では本年度、3年ぶりに特別支援教育推進計画を改定いたしました。その理念は、「すべての子どもが、自分らしく生きていくことのできるまち」の実現を目指したインクルーシブ教育システムの構築にあります。この理念を実現するための施策の視点の一つに、済美養護学校のセンター的機能を生かした多様な学びの場の充実があり、杉並区の特別支援教育推進計画と済美養護学校は密接な関係にあるといえます。

では、まず私たちの目指すインクルーシブ教育システムとはどのようなものなのか、確認をさせていただきます。

インクルーシブ教育と聞くと、障害の有無にかかわらず全ての児童・生徒が同じ場で学ぶという印象を持たれるかもしれませんが。杉並区におけるインクルーシブ教育システムは、障害の有無にかかわらずみんなが同じ場所でともに学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる多様で柔軟な仕組みを整備することを大切にしています。これは文科省の方で平成24年に示した共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進に基づいた考えとなっております。

杉並区の子どもたちの特別支援教育に関する学びの場といたしましては、ご覧のような環境が用意されてございます。注目すべき点といたしましては、区立の特別支援学校がある点で、23区内では知的障害児を対象とした区立特別支援学校を持っているのは唯一杉並区のみとなっております。そこでこの強みを生かすための仕組みが済美養護学校のセンター的機能となっております。

特別支援学校には、センター的機能として地域の特別支援教育を推進する役割がありますが、改定した推進計画では済美養護学校におけるセンター的機能をより一層充実させ、区内における特別支援教育の推進を図ることを掲げております。

センター的機能を発揮するに当たりまして、特別支援学校が区立であるということは様々なメリットがございます。例えば同じ教育委員会の下、共通の重点項目で教育課程が編成されているため、学校間での共通

の認識の下、話ができます。これは連携のスムーズさにつながっていると考えております。

次に、センター的機能の具体的取組内容として大きく2点ございますので、ご説明させていただきます。1点目は、区立学校教職員の特別支援教育に関する指導の改善です。済美養護学校所属の教職員による研修や実際に学校を訪問しての助言がこれに当たります。

2点目といたしましては、児童・生徒に対する支援の充実で、済美養護学校と各校の特別支援教育コーディネーターの連携を深めることで、副籍交流の充実を図っております。済美養護学校の特別支援教育コーディネーターが、児童・生徒や家庭のニーズを聞き取り、それを指定校のコーディネーターに伝えることで、早期に適切な交流ができるようになりました。このように済美養護学校は在籍児童・生徒に対する教育活動だけではなく、区の特別支援教育の要としての役割も有しております。

続いて、済美養護学校の概要についてご説明をいたします。済美養護学校は、小学部と中学部で構成されておまして、それぞれの教育目標はご覧のとおりとなっております。知的障害の児童・生徒が通う学校のための自立や実生活との関連が掲げられております。

済美養護学校の沿革史についてご説明させていただきます。特殊学級、通称「済美学園」を前身といたしまして、昭和54年4月に開校いたしました。今年度、中学部の新校舎が落成となりまして、9月から新校舎での中学部の生活が始まりましたが、沿革史を見ていただくと分かる通り、これまでも増改築を繰り返しており、児童・生徒数が年々増加傾向にございます。

ここ10年間の児童・生徒数の推移をグラフで表してみました。右肩上がりで人数が増えてございますが、割合で見ますと小学部、中学部ともに本年度は10年前に比べて2倍の人数の児童・生徒が学んでおります。

令和7年4月1日現在の児童・生徒数です。児童・生徒六人に対して教員が一人配置されておりますが、三人、四人に対してサポートする教職員が2名程度おりますので、割合にすると一人の教員が児童を支援するのは2名から3名くらいの児童・生徒ということになります。多くの教職員の下できめ細かい指導が行われております。また、教員のほかに会計年度任用職員の介助員も配置されております。

済美養護学校では、一人ひとりの課題に応じて、よりきめ細かく指導していくために、全ての児童・生徒に対して個別指導計画と学校生活支援シートという二つの書類が作成されております。学校の指導内容にねらいと手だてを立てて評価していくものが個別指導計画、本人を取り巻く地域の支援やネットワークの構築など実生活の計画を立てていくものが学校生活支援シートです。どちらも個別面談などを通して、保護者と担任が相談をしまして、指導の計画や方針を決定したり確認をしております。

また、地域での生活をより有意義に行われるように、関係機関との連携の在り方についても保護者と一緒に考えております。

また、済美養護学校の特徴といたしまして、言語療法士ですとか理学療法士、作業療法士といった専門家が非常勤として勤務しているということも挙げられます。言語の発達に関する課題や運動機能の向上や手指の使い方など、課題を抱える児童・生徒について教員が専門的な指導や助言を得たり、教員立ち会いの下、直接児童・生徒が指導を受けることもございます。

また、保護者がこれらの専門家に相談することもできます。子どもたち一人ひとりの課題について、専門家が授業観察や個別指導をする中で、その子の特性に合った効果的な指導については担任と共有しております。その内容を日々の授業の中に生かすことで、担任が個別の時間や自立活動の時間に指導を行っております。

副籍交流についてご説明いたします。先ほどセンター的機能の説明でも触れましたが、済美養護学校では副籍交流という活動を行っております。副籍交流は済美養護学校に在籍をしつつ、居住地の学校にもう一つの籍を置き、授業や行事に参加したり、手紙等の交換をしたり、お互いの学校の様子を知り合う取組です。住まいのある地域の同年代の子どもたちの関わりを通じて、幅広い人間関係を持つ機会になっております。原則として済美養護学校所属の全児童・生徒が地域指定校を持ちまして、居住地の小中学校が地域指定校となっております。済美養護学校は区内在住の児童・生徒が通っているため、連携校は区立学校ということになります。

副籍交流は児童・生徒及び家庭のニーズに応じて行うため、交流の形態は様々ですが、主に直接交流と間接交流の2種類に分けられます。直

接交流は、相手指定校へ直接行きまして、授業や朝や帰りの会、行事などに一緒に参加して交流を行うものです。授業としては、学習内容の連続性を考慮しなくてよい図工や音楽が選ばれることが多いです。間接交流は、学校便りや学年便り、交流する児童・生徒の紹介などを新聞やプロフィールカードにして、データや紙面での交流を行っております。指定校先で掲示することもございます。

次に、済美養護学校へ入学する際の手続についてまとめてみました。まずは小学校新1年生として入学する際の手続です。特別支援教育課では、就学支援相談だけではなく、入学・転学検討部会において、合同面接を行っております。合同面接では、個別や集団で学力的側面や粗大・微細運動などの様子などを総合的に見て、必要な支援と就学の場を検討しております。就学の場については、教育委員会としてはあくまでもご提案という形でお示しをしまして、最終的にはご家庭との合意形成を図った後に決定する流れとなっております。

中学校進学についての流れをまとめてみました。中学校進学を契機に、済美養護学校へ進学する場合も先ほどと同様に就学支援相談だけではなく、合同面接が行われ、進学先について合意形成を図っていく流れとなっております。

最後に、済美養護学校の卒業後の進路についてです。中学部卒業生については、入学相談を経てほとんどの生徒が都立中野特別支援学校高等部か区立練馬特別支援学校普通科へ進学をしております。なお高等部卒業後の進路先につきましては、画面のとおりとなっております。

以上で、区立特別支援学校済美養護学校についてのご説明を終わらせていただきます。ありがとうございます。

教育長 ありがとうございます。それでは、ここから自由に議論する時間を設けたいと思います。15分から20分程度時間を取りたいと思いますので、ご質問等々含めて議論を深めていきたいと思います。杉並区としては、区立の特別支援学校を持っているということが最大のメリットでございますので、そういう点も含めていろいろ活発に議論していきたいと思います。どうぞよろしくお願いします。

どうぞ、前田委員。

前田委員 すごく丁寧にまとめていただいて、ありがとうございます。質問の一つは、さっき OT とか ST とかありましたけれども、療法士の

指導とか助言は通常級にいるお子さんも含め、各校にもこういう指導は必要になるのではないかなと思ったのですが、これはどのようにお考えなのかなというのを聞いてみたいです。

特別支援教育課長 こちらにつきましては、特別支援学級にも作業療法士ですとか理学療法士、言語療法士も巡回で回ってございますので、そういうノウハウは済美養護学校以外でも生かされてございます。

前田委員 済美養護学校にいる方が回ってくれているという感じですか。

特別支援教育課長 それ以外の職員を配置してございますので、済美養護学校には済美養護学校専門の職員、それ以外は特別支援学級の設置校に専門職を配置してございます。

前田委員 どれぐらい受けられるのですか。例えば半年に1回とかだったらあまり意味がないのではないかと思ったりするのですけれども、こういうのは療法なので割と定期的に見ていかないといけないのかなと思ったのですが。

特別支援教育課長 特別支援学校の方も巡回して行いますので、月に1、2回程度は巡回ができていますかと思えます。

前田委員 分かりました。ありがとうございます。それが十分なのかどうかはちょっと分からないのですが、ありがとうございます。前も聞いたかもしれないのですけれども、杉並区のお子さんだけでなく、でしたか。

特別支援教育課長 済美養護学校は全て杉並区の児童・生徒が通っております。

前田委員 分かりました。ありがとうございます。ちょっと共有すると、私、この間、東原中学校の合唱祭に行ったのですけれども、永福学園のお子さんが来て、それこそ合唱祭の楽器を一つ担当して、初めの音をリンと鳴らす音叉がありますね。あれで音をとってというのをやっいて、すごくすばらしいなと思って。そのお子さんは今、中学3年生なのですけれども、小学校の時からずっと副籍交流を続けていました。

お母さんとお話しした時に思ったのが、やっぱりお母さんがすごくブッシュしているのですね。副籍交流の度合いというのですか、大分異なるようで、お母さんに聞くとやはり校長先生とお話をするのですが、先生によってはあまりみたいなことともあるようなのですね。本年度は運動会も参加して車いすでぐるっと一緒に回ったり、今回の合唱祭は今ま

でないぐらい曲の度に参加して、校歌のところも一緒に舞台に乗ってとか、生徒さんが一緒にそれをヘルプしている様子があって、生徒さんもずっと小学校から一緒なので、よく声をかけますし、すごくいい交流があるなと思っているのですが、一つ課題としては、本当に保護者が頑張らないとなかなかうまくいかないというのがあります。これはどれぐらい区としてフォローができたり、関われるものなのですか。

特別支援教育課長 副籍交流につきましては、ご家庭のご希望とかを丁寧に聞きながらコーディネートしていく必要があるのかなと思っております。先ほどの例は都立の永福学園と東原中学校の交流のご様子を前田委員がご覧になったということなのですけれども、都立の方との交流もそうなのですが、区立の済美養護学校の副籍交流につきましては、センター的機能はかなり生かしまして、済美養護学校の特別支援教育コーディネーターが、ご家庭のご希望を丁寧に聞き取った上で、在籍の学校の特別支援教育コーディネーターと連絡を丁寧にとってやりながら、こういった形でご家庭は望んでいるので、こういうことならできるかもしれませんねということをしごく丁寧に進めることが、このセンター的機能を使ってできるようになってきましたので、そういった取組をより進めていきたいと考えております。

前田委員 ということは、さっきのコーディネーターは学校ごとにいるということですか。

特別支援教育課長 特別支援教育コーディネーターは、各学校に一人校長先生が選任というか指名してございますので、養護教諭がなっている場合もございますし、それ以外の教員がなっている場合もございます。必ず一人おりますので、その核になる人を通して連携調整ができるような仕組みは整っております。

前田委員 ありがとうございます。分かりました。

教育長 都立の特別支援学校は幾つかの区を担当していますので、特別支援学校側から見るとなかなか関わり方が薄くなってしまいますけれども、済美の場合は杉並区だけで、コーディネーターの研修の講師なんかも済美養護学校の先生がしてくれたりすると、やっぱりお互い顔と名前が分かるような関係性ができると、まさに区としてのセンター機能がより充実するというメリットはあると思うのです。

ですから杉並区としてのインクルーシブのシステムをとる時には、

いかに済美養護学校と区立の小中学校の副籍交流を充実させていけるのか。前田委員が言ったとおり、多分保護者の方もハードルが高いと思うのですね。そこをどのように支援していけるのかというのは、やっぱり今後考えていく必要があるのかなと思いました。ありがとうございます。

特別支援教育課長 1点補足なのですが、先日済美養護学校の小学部の方へ行きましたら、校長室の前に副籍交流の区内の地図を張ってございまして、どこの学校でどんな交流をしているのかというのを分かりやすく掲示をしておりましたので、学校の方も副籍交流を保護者の方に分かりやすく周知をして、こういう交流ができているだな、では自分もやってみようかなという工夫というのもしていただいているなというのを見てまいりました。

對馬委員 ありがとうございます。先日、私たちも済美養護学校を拝見する機会を頂きまして、本当にありがとうございました。中学部の方は新しい校舎に引っ越して、大分落ちつき始めているのかなという気がします。小学部の方はやはり教室も無理に二つに割ったりしているお部屋とかは、ちょっと窮屈そうだなと感じたりもしています。余裕があればそういうところも今後改修とかも含めて、いい形で取り組んでいただけたらいいのかなと思います。

私が学校に勤務していた時にも、特別支援を経験された先生がいらした時は、特別支援の経験のない先生が通常学級の担任になられた時に、非常に分かりやすい生活指導方法を教えてくださっていて、特別支援でよくある、次これやりますよとか、これ終わったよねとか、そういうのが非常に分かりやすいように掲示してくださっていて、それは特別支援が必要な子だけではなくて、みんなが分かりやすく、とても丁寧でいいなと感じたことがありました。

ですので、やはり先生の人事交流みたいなことも含めて、先生としてのいい経験にもなると思いますので、そういったこともしていただくとよいと思います。専門の先生と一緒に組んで、特別支援学校の場合には担任が一人ではなくて複数だったりすると思うので、そういう子たちにどういう指導をしていったらいいのかなということをそういう経験のある先生にお話を聞くことで、クラスの中に支援が必要な子がいても、びっくりしなくて対応がしやすかったというお話をされている先生もいらっしゃると思いますので、是非そういうことにも取り組んでいただけるとあり

がたいかなと感じました。

副籍交流に関しましても、私がいた時に車いすで重度の知的障害の子が、ちょっと交流に、朝の読み聞かせの交流をしていて、授業は難しかったですが、その交流の後にお母様が「今日はすごく楽しそうな表情をしていた」とおっしゃったりして、だからそうやって少しずつでもいい刺激になったりとか、子どもたちの方も、こういう子が近所に住んでいるのだなということが理解できるといいですね。

やっぱり子どもたちは近隣の学校にみんな9年とか、その後、高校とかに進んだりとかしていく中で、でもやっぱり住んでいる地域がそこであれば、そういう人たちと今後一緒に暮らしていくわけですから、そういう意味でも、やっぱりインクルーシブといっても全員が同じクラスの中にいるだけではないと、さっきの考え方、すごく私はいいなと。それぞれに必要な教育を受けつつ、でもそういう方々と一緒に暮らしていくにはどうしたらいいかなという、それはとてもいい考え方だと思っています。特に知的障害の方とかは、急にパニックになってしまったりとか、思っていることを伝えられなかったりすることが多いので、ちょっとしたことに気をつけてあげると、とてもうまく意思が通じることもすごくあると思うので、そういったことも含めてやっぱりお互いが理解していくことがすごく大事なのかなと感じています。是非基幹的な機能、センター的な機能を生かしていただくといいと思います。

あともう一つ、夏休みにある小学校に行った時に、校長室の前に会議机が置いてあって、その前に普通のコピー用紙に手書きで5枚ぐらいつづつあるものがたくさん置いてあって、例えばこんな時どうするみたいなのが全部書いてあるのですけれども、これは何ですかと校長先生に伺ったら、特別支援教育の巡回指導員、この学校は拠点校でなくてふだんはいらっしゃらないのだけれども、来てくださる巡回指導員の方が、授業中に多少の支援が必要な子に使っているものを、校長先生がこれいいから、みんなに通用するものだからここに置いてみんなが見られるようにしようよといって置いてあるのですとおっしゃって、確かにちょっと困ったことをどうやって解決していったらいいのだろうということが書いてあって、非常にそういうのもいいなと思ったので、本当にちょっとしたことでもそういう支援の専門知識を是非ほかのところにも広げていっていただけたらいいなと思いました。

以上です。

教育長 ありがとうございます。いかがですか。では、大川委員。

大川委員 二つ教えてください。1点目は、学年別児童・生徒数という説明を見た時に、男子の方がすごく多くて女子の方が少ない。これは何か背景みたいな事情、または設置者側の方で認識しておくべき背景みたいなものがあるのかしらというのが1点。

あともう1点は、済美養護学校に視察に行く前に桃井第二小学校のものにも教室、ひまわり学級とか見させていただいたのですが、あれがセンター的機能の表れなのですよみたいなものが、もし教えてもらえると分かりやすいなと思ったので、その2点をお願いします。

特別支援教育課長 まず1点目の男女比なのですけれども、特段何か教育委員会の方で、相談をする中で意図的にとかそういうところはなくて、結果としてこういう数字にはなっているのですが、ちょっと全国的な傾向等についてはすみません、今、手元にはないので、後ほど確認を試みようかと思っております。

あとセンター的機能につきまして、桃井第二小学校のひまわり学級の方も視察をしていただきました。何か具体的に表れているものでは、ちょっと見える形ではないかもしれないのですけれども、教育コーディネーターの研修の中で、実際に今年夏に済美養護学校の教員が講師になりまして研修をしたような事例がございます。

そういったことで特別支援学級というよりは、普通教室の教員で、あまり特別支援教育の経験がないような方にも分かるような内容で発信しているものがございますので、そういったもので普通の学級も含めてノウハウが広がるような取組というのは今、やっているところなのですけれども、よくあるのが具体的な、例えば排せつに関してどのように声をかければいいのかとか、具体的に保護者の方からこういった相談があったのだけど、済美養護学校ではどういう対応をされていますかというのを、特別支援学級の先生が電話とかでお聞きしたりとかをして、その対応方法について参考にして、実際保護者対応だったり、個別の児童・生徒への声かけの参考にしたりとか、そういった例は結構あると聞いてございます。

事務局次長 ちょっとよろしいでしょうか。一般的に、知的障害者について男女の発現比率は1.5対1ということで、男性の方が多いと。ま

た、一方では重度化するのも男性の方が高いといったところがここに表れているかなと思ってございます。

大川委員 ありがとうございます。実際に見た時に、こんなに比率が違ったかなというのを感じていなかったのが意外に思いました。

事務局次長 補足で申し上げますと、ダウン症の場合は男女比は大体一緒と言われております。

大川委員 分かりました。あともう一つのセンター的機能についても、たしか桃二小で見た時か何かに、もともと大学では特に障害者教育を選択していなかったけれども、先生になってからたしかそういう研修を受けて資格を取ったという方もいらっしゃるようになっていまして、そういったことが広まっていくと、よりよいのかなと思うので、是非インクルーシブというのは、子どもたちにとってのインクルーシブだけではなくて、教員の先生方もあっちもできて、こっちもできてというふうにもっと広まっていくといいなと感じたところでした。ありがとうございます。

伊井委員 桃二小と済美養護学校に視察に伺わせていただき、いろいろ勉強させていただいて、本当にありがとうございました。それぞれの専門性を共有するということでは、本当にありがたい存在だなと思うのと、そういう配慮が必要なお子さんだけではなくて、通常級の先生方にもその部分が生きるというか、学びになると思っていますので、是非センター機能だけでなく、また副籍交流も含めまして、思いを広げていただければいいのかなと思います。

東原中学は、私も今年運動会に伺ったのですけれども、多分車いすよりももう少し大きいものに座っている生徒さんが運動会にいらして参加していて、ゴールのテープを持つところを一緒にやったりして、校長先生もわーっとそこまで走っていらっちゃって。校長先生によってというところはあるかもしれませんが、やっぱり温かいものというか、それを受け入れるという雰囲気はもう生徒さんたちも日頃から交流しているから、もう身についていらっしゃる感じでした。あと宮前中学は特別支援学級が、固定級があるのですけれども、そこでは通常クラスに参加して劇を発表したり、すごく保護者の方々にも理解が深まっていると思いますので、インクルーシブということを広く考えたり、深く考えながら、今後の社会的な意味合いも含めまして、様々なことに取り組んでい

っていただけたらいいのかなと思います。ありがとうございます。

前田委員 すみません、1個だけいいですか。すみません、追加で。その他に、方針として、今、済美養護学校に入る子どもが増えているではないですか、教室も増やしている中で、今後どうするのかなというのが、このまま増えていく時に、ずっとここを増やしていくのか、そこら辺をどう考えていくかというのは検討しなければいけないというのが一つと、ちなみに入校の手続はWISCの検査からやっているのですか。

特別支援教育課長 総合的に判断をさせていただくので、その材料の一つとしてWISCの検査とか、田中ビネーですとか、そういったものを使ったりですとか、就学前の施設にお子さんの様子を、特別支援教育課にいる教育支援チームが実際に見にいたりですとか、あと就学前施設の方からふだんの様子とかを教えていただいたりですとか、そういった総合的な判断で、医学とか教育とか心理とか、いろいろな専門家のご助言も頂きながら検討しているところです。

前田委員 ありがとうございます。多分いわゆるどっちだろうというグレーゾーンのお子さんとか、スペクトラムだと思うのですけれども、その子もみんな済美養護学校に来てしまうと、済美養護学校が膨らんでしまうということがあるだろうなと思ったりして、いわゆるそういう子たちも例えば通常級なのか、固定学級なのか、少し通常の学校で受け入れられるような体制を同時に作っていかないと、すごくバランスが悪くなっていくといたしますか、そうになってしまうのだろうなと。でも保護者の不安として、やっぱり手厚く見てもらえるではないですけど、そっちに行ったら安心だということもあったりするのかなと。桃二を見させていただいた時も、この子は通常級でもやっていけるはずだけれども、保護者が念のためという感じで、固定学級に行くケースもあるという話もありまして、何かここは区としてどんな方針でいくかというのは、教育長、どうなのですか。

教育長 とても難しい問題で、インクルーシブを進めていく時に、障害のあるなしにかかわらず同じ環境で生活するということは、社会的に目指すべきではあると思うのですけれども、やっぱりそれぞれの特性に応じて学びの場を用意するということが大事で、これは今、個人的な考えで全体のコンセンサスが得られていないのですが、やっぱり子どもの状態、ニーズに合わせて柔軟に行き来できるような仕組みというのがあ

っていいのだろうなと思います。

一方で、例えば診断とか相談の中で、この子は通常級適なのだけ、特別支援学級に入っているケースもあつたり、特別支援学級適なのだけれども通常級に入ったり、でも今、杉並区はそれを選べるのですね。ですから、それは障害のあるなしにかかわらず、子ども一人ひとりに個別最適化した教育を杉並区としてどのように提供していいのかということを目指していくということが大事だと思っています。

前田委員 そういう意味でいうと、通常級も個別最適化して、きちんといろいろな子どもたちの個性に合わせてというところが、やっぱり実現されないと、どんどんこっちが膨らんでいってしまうということになるのもよくないのだろうなと思っているので、両輪なのだろうなと思っております。通常級の教育課程も含め、何か一緒に見ていかなければいけないと思います。

教育長 そうですね、極端な言い方かもしれませんが、やっぱりある程度配慮が必要なお子さんのケースも手当てが十分でなかったら、それはいじめだったり不登校につながってしまうということもあると思うのですね。ですからそういった一人ひとりに最適化した特別支援の教育がいかに杉並区として充実するのかということで、みんなの幸せが実現できていくのではないかなと思っています。

そろそろ時間もよろしいでしょうか。何かありますか、課長、締めを。

特別支援教育課長 ありがとうございます。今回、済美養護学校と桃井第二小学校の特別支援学級、両方を視察していただきました。センター的機能を生かしていくことですか、いろいろ今回ご意見を頂きまして、今後の特別支援教育の推進につなげてまいりたいと思いますので、引き続きご助言等をよろしくお願いたします。

教育長 どうもありがとうございました。では、次回の定例会で取り上げる教育委員の提案議題について、では、前田委員の方からご説明をお願いできますか。

前田委員 ありがとうございます。次回の定例会では、教育 DX についてをテーマとさせていただきたいと思っています。今年の9月に学校ネットワークの再構築が完了しまして、先生方が使うネットワーク環境が大きく変わったと伺っています。環境が変わって、いろいろ混乱とかトラブルもあると思うのですけれども、今後どう使いこなして、どのように

教育を変えていくかということがすごく大事なことだと思っております。

同時に、この教育委員会も DX というところを進めていきたいのですよね。ということで皆さんと一緒に学校だけではなくて、むしろ私たち教育委員会がより先陣を切って取り組んでいけるような、そんな場に皆さんでなれるような会議にできたらなと思っておりますので、是非皆さんと議論したいと思っておりますので、ご準備をよろしくお願いいたします。

教育長 よろしくお願ひします。

それでは、冒頭に決定いたしましたとおり、ここからは非公開で審議をさせていただきます。その前に庶務課長、連絡事項がありましたらどうぞ。

庶務課長 次回の教育委員会定例会につきましては、11月12日水曜日の午後2時からということで予定させていただいております。どうぞよろしくお願ひします。

以上でございます。

教育長 それでは、傍聴の方、ご協力をお願いいたします。ありがとうございました。

それでは、改めまして議案の審議を行います。庶務課長、お願ひします。

庶務課長 それでは、日程第1、議案第80号「杉並区職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例」を上程いたします。私の方からご説明を申し上げます。

この度デジタル化の進展、旅行商品や販売方法の多様化等国内外の経済社会情勢の変化に対応するため、国家公務員の旅費に関する法律の一部が改正され、国家公務員の旅費制度が見直されたところでございます。このことを踏まえまして、区におきましても職員の旅費制度を見直すこととし、職員に支給する旅費の種目及びその内容を改める等の必要があるため、この条例案を提出するものでございます。

それでは、議案の内容につきましてご説明申し上げます。議案の最後に添付してございます参考資料をお開きいただければと思います。

まず、改正の趣旨と主な改正内容でございます、まず改正の趣旨といたしましては、公務上必要となる実費の弁償という制度趣旨を踏まえた変更であります。具体的には宿泊費は、現状その地域に応じて定額が支払われているところでございますが、上限つきの実費支給という形に変

更するものでございます。

二つ目の趣旨としては、実態・運用に即した規定の整備ということでございます。旅費を支給する旅行の差異を、これまでは旅行先の地域に応じていろいろ決めておりましたが、旅行形態、移動であるとか宿泊であるとか転居という考え方から、近接地内外の区分を廃止するものでございます。

それから鉄道賃の急行料金等は現状特急だと 100 キロ以上、それから急行ですと 50 キロ以上という、それ以上でないと使ってはいけませんというような扱いになっていたのですが、距離規定を廃止いたしまして、実態、公務の必要性に応じて支給するものに改めるものでございます。

それから現行の車賃でございましてけれども、現行今 1 キロ 20 円支払われていますが、これを 37 円としまして、鉄道、船舶、航空機以外を利用する移動に要する費用として適用させていくということです。

それから現行旅行雑費というものが支給されてございます。これは旅行中の諸雑費に充てる経費でございましてけれども、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てる旅費に変更をいたしまして、宿泊を伴う出張にのみ支給する宿泊手当という形で改めるものでございます。

それから現行食卓料という形で、例えば車中泊の場合であるとか、例えば宿泊費が必要ないのだけれども、食事が必要であるとか、そういった時に食卓料ということで支払われているところでございましてけれども、これは廃止するものでございます。

それからパック料金商品代のため、旅費種目、包括宿泊費、これを新たに新設するものでございます。

大きな二つ目でございまして、旅行役務提供者の新設ということで、旅行者に対する旅費の支給に代えて、区から直接旅費に相当する金額を支払うことができる者、旅行役務提供契約を締結することができる者として、旅行代理店等を規定するという形でございます。

この条例案につきましては、関連する 10 件の条例について、附則にて条建てで改正することとしてございます。

このうち、附則第 7 項で「杉並区教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例」を、附則第 9 項で「杉並区非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例」を、附則第 10 項で「杉並区行政委

員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例」を、附則第 13 項で「杉並区附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例」を改正するものでございます。

最後に、附則でございますが、議案を最初から 10 ページお進みいただけますでしょうか。施行期日でございますが、令和 8 年 4 月 1 日とするほか、附則第 2 項から第 4 項までで必要な経過規定を定めるものでございます。

以上で説明を終わります。議案の朗読は省略させていただきます。

ただいまの説明につきまして、何かご質問等あればお願いいたします。こちらよろしいですか。

それでは、教育長、議案の採決をお願いいたします。

教育長 では、議案の採決を行います。議案第 80 号につきましては、原案のとおり可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

教育長 異議がございませんので、議案第 80 号につきましては、原案のとおり可決といたします。

庶務課長 続きまして、日程第 2、議案第 81 号「杉並区立学校設置条例の一部を改正する条例」を上程いたします。私から説明をさせていただきます。

富士見丘中学校につきましては、改築工事の期間中、富士見丘小学校移転後の空き校舎を仮校舎として活用してまいりましたが、この度改築工事が終了することに伴いまして、新校舎に移転をいたします。これに伴いまして、富士見丘中学校の位置を変更する必要があることから、関連する条例案を提出するものでございます。

議案の内容の説明でございますが、まず改正内容を申し上げた後に、図面の資料に沿って施設の概要をご説明いたします。議案を最初から 1 ページお進みいただければと思います。

条例別表 1 の項は小学校、2 の項は中学校、3 の項は特別支援学校をそれぞれ規定してございます。今回の改正によりまして、別表 2 の項、富士見丘中学校の位置である上高井戸二丁目 16 番 13 号を久我山二丁目 20 番 1 号に改めるものでございます。

附則でございますが、施行期日を令和 8 年 4 月 1 日としてございます。

続きまして、図面資料に沿って施設の概要をご説明いたします。まず

議案の3ページ目、資料1は案内図でございます。次に、資料2は配置図でございます。資料3から資料5までは各階の平面図でございます。最後に資料6は南東側から見た透視図でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。議案の朗読は省略させていただきます。

ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

それでは、教育長、議案の採決をお願いいたします。

教育長 では、採決を行います。議案第81号につきまして、原案のとおり可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

教育長 異議がございませんので、議案第81号について、原案のとおり可決といたします。

庶務課長 続きまして、日程第3、議案第82号「杉並区立中瀬中学校管理教室棟解体工事の請負契約の締結について」を上程いたします。学校整備課長からご説明申し上げます。

学校整備課長 それでは、議案第82号につきましてご説明申し上げます。

本件は、中瀬中学校の新校舎の完成に伴いまして、既存の管理教室棟を解体するものでございます。今回、解体工事につきましては、一般競争入札により落札した企業と請負契約を締結するものでございます。

契約の相手方、契約の金額等につきましては、お手元の議案にそれぞれ記載のとおりでございます。

資料の方ですが、資料1が案内図、工事場所は杉並区下井草四丁目3番29号でございます。資料2が工事概要となっております。

解体する建物の構造や面積につきましては、記載のとおりでございます。資料3が配置図となっております。

以上で説明を終わります。議案の朗読は省略させていただきます。よろしくをお願いいたします。

庶務課長 ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

それでは、教育長、議案の採決をお願いいたします。

教育長 では、議案の採決を行います。議案第82号につきまして、原案のとおり可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

教育長 異議がございませんので、議案第 82 号につきましては、原案のとおり可決いたします。

庶務課長 続きまして、日程第 4 の議案第 83 号から日程第 8 の議案第 87 号までについてですが、いずれも契約の一部変更に関する議案となります。契約金額の 1 割を超える変更であることから、改めて区議会に付議する必要があるものでございます。

まず議案第 83 号、84 号「議会の議決を経た契約の一部変更」につきまして、中瀬中学校の工事に関する契約として関連がございますので、一括して上程をいたします。学校整備課長から説明をいたします。

学校整備課長 議案第 83 号、84 号「議会の議決を経た契約の一部変更について」でございますが、こちらはいずれも令和 5 年の第 2 回杉並区議会定例会におきまして議決を経ました、杉並区立中瀬中学校改築電気設備工事及び同空気調和設備工事に関するものでございます。

本 2 件につきましては、工事着手後に労務単価及び資材価格の上昇、並びに工期延長による経費の計上が必要となったことから、議決を経た契約金額から、議案第 83 号の電気設備工事では 6,386 万円余、議案第 84 号の空気調和設備工事につきましては 5,644 万円余をそれぞれ増額するものでございます。

以上で説明は終わります。議案の朗読は省略させていただきます。よろしく願いいたします。

庶務課長 それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。よろしいですか。

それでは、ないようですので、教育長、議案の採決をお願いいたします。

教育長 議案の採決に当たり、ただいま一括上程した議案に対して、一括して採決を行うことに異議はございませんか。

(「異議なし」の声)

教育長 それでは、異議がございませんので、一括して議案の採決を行います。

議案第 83 号、84 号につきまして、原案のとおり可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

教育長 異議がございませんので、議案第 83 号、84 号について、原案のとおり可決といたします。

庶務課長 続きまして、議案第 85 号、86 号、87 号の「議会の議決を経た契約の一部変更について」につきまして、富士見丘中学校の工事に関する契約として関連がございますので、一括して上程いたします。引き続き学校整備課長からご説明申し上げます。

学校整備課長 議案第 85 号から 87 号、議会の議決を経た契約の一部変更については、令和 5 年第 2 回区議会定例会において議決を経ました、杉並区立富士見丘中学校改築電気設備工事及び同空気調和設備工事、並びに令和 5 年第 3 回区議会定例会において議決を経ました、杉並区立富士見丘中学校改築給排水衛生設備工事に関するものでございます。

本 3 件につきましては、工事着手後に労務単価及び資材価格の上昇によりまして、契約変更の必要が生じたため、議決を経た契約金額から、議案第 85 号の電気設備工事につきましては 6,531 万円余、議案第 86 号の空気調和設備工事は 4,554 万円、議案第 87 号の給排水衛生設備工事につきましては 3,287 万円余、それぞれ増額するものでございます。

説明は以上となります。議案の朗読は省略させていただきます。よろしくお願いいたします。

庶務課長 ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

それでは教育長、議案の採決をお願いいたします。

教育長 では、採決に当たり、ただいま一括上程した議案に対し、一括して採決を行うことに異議はございませんか。

(「異議なし」の声)

教育長 異議がございませんので、一括して議案の採決を行います。

議案第 85 号から 87 号までにつきまして、原案のとおり可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

教育長 異議がございませんので、議案第 85 号から 87 号までについて、原案のとおり可決といたします。

庶務課長 それでは、日程第 9、議案第 88 号「令和 7 年度杉並区一般会計補正予算（第 4 号）」を上程いたします。私の方からご説明申し上げます。議案を 2 枚お進みいただきまして、3 枚目をご覧いただければと

思います。

債務負担行為の補正でございます。表の1番目と2番目、小学校の運営管理及び中学校の運営管理に関する債務負担行為でございます。こちらは昨年度に引き続き現在もグラウンド業者によって校庭の調査を行っているところでございますが、まだ一定数の金属物が検出されていることから、さらなる校庭の安全の確保のため、令和8年度の春の運動会前に向け、小学校30校、中学校17校において、鉄製レーキ等による校庭の表面調査を委託するものでございます。

調査期間は令和8年度に及ぶため、債務負担行為を設定するものでございまして、小学校運営管理については2,100万円、中学校運営管理は1,200万円を限度額として設定するものでございます。

なお、完了時に一括で支払いを行うため、今回の補正予算において歳出予算の計上はございません。

以上で補正予算についての説明を終わります。議案の朗読は省略をさせていただきます。

ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは教育長、議案の採決をお願いいたします。

教育長 議案の採決を行います。議案第88号につきましては、原案のとおり可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

教育長 異議がございませんので、議案第88号につきましては、原案のとおり可決といたします。

以上で本日本日予定されておりました日程は、全て終了いたしました。本日の教育委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。